

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※介護保険の要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。
(要介護1、2の方でも特例が認められれば入所可能です。)

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 浩和会 |
| (2) 法人所在地 | 和歌山県和歌山市明王寺3番地1 |
| (3) 電話番号 | 073-466-2233 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 上野 包代 |
| (5) 設立年月日 | 平成9年8月19日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日 認可 |
| (2) 事業の目的 | 指定介護老人福祉施設として、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を要し、かつ居宅においてこれを受けることが困難な老人を受け入れて、適切な養護を行うことを目的とする。 |
| (3) 事業所の方針 | 指定介護老人福祉施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指すものとし且つ入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスを提供するように努める。 |
| (4) 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム 竹の里園 |
| (5) 事業所の所在地 | 和歌山市明王寺3番地1 |
| (6) 電話番号 | 073-466-2233 |
| (7) 施設長(管理者) | 氏名 上野 包代 |
| (8) 開設年月 | 平成10年11月9日 |
| (9) 入所定員 | 50人 |

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	18室	
2人部屋	1室	
4人部屋	10室	（個室化）
合計	29室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	【主な設置機器】 ローラー 平行棒・赤外線治療器・高電位治療器
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際にはご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（1）主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員数
1. 施設長（管理者）	1
2. 介護職員	17人以上
3. 生活相談員	1人以上
4. 看護職員	3人以上
5. 介護支援専門員	1人以上
6. 医師	1
7. 管理栄養士	1
8. 機能訓練指導員	1人以上

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
1. 医 師	毎週 月曜日 13:00～16:00 毎週 水曜日 9:30～12:30 第2・4週土曜日 13:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出： 6:30～15:30 2 名 日 勤： 9:00～18:00 5 名 夜 勤：17:00～10:00 2 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出： 8:00～17:00 1 名 日 勤： 8:30～17:30 2 名
4. 機能訓練指導員	月 22日間勤務

☆土日は上記と異なります。

5. サービス内容

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食7:30～8:00 昼食12:00～12:45 夕食17:00～17:30

(2) 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(3) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(4) 機能訓練

- ・介護職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(5) 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

(6) その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

6. 利用料金

(1) 介護給付サービス

①基本サービス料金

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付

費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

(介護老人福祉施設サービス費) 1割 1日あたり：円

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料金	6,049円	6,767円	7,517円	8,236円	8,945円
自己負担額(1割)	605円	677円	752円	824円	895円
自己負担額(2割)	1,210円	1,354円	1,504円	1,648円	1,789円
自己負担額(3割)	1,815円	2,031円	2,256円	2,471円	2,684円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

②加算料金

※加算については職員体制により随時変動します。

加 算 (全員に算定)		1割	2割	3割
1	日常生活継続支援加算 I	37円	74円	111円
2	看護体制加算 I	7円	13円	19円
3	看護体制加算 II	14円	27円	40円
4	科学的介護推進体制加算 I (1月につき)	41円	82	123円
5	栄養マネジメント強化加算	12円	23円	34円
6	介護職員等処遇改善加算 I	1月につき+所定単位×140/1000		

加 算	加算条件
1 日常生活継続支援加算 I	認知症高齢者等が一定割合以上入所し、かつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置していること
2 看護体制加算 I	常勤の看護師を配置していること
3 看護体制加算 II	基準を上回る看護職員を配置していること
4 科学的介護推進体制加算 I	匿名化されたデータを科学的介護情報システムへ提出しフィードバックの活用により、ケアの質の向上を図ること
5 栄養マネジメント強化加算	常勤の管理栄養士を1名配置し、作成した栄養ケア計画に従い入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行うこと
6 介護職員等処遇改善加算 I	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てること

加算（該当者のみ）		1割	2割	3割	期間
1	初期加算	31円	62円	93円	30日以内
2	入院・外泊時加算	253円	506円	758円	6日以内
3	療養食加算	7円	13円	19円	1食につき（1日3回まで）
4	看取り介護加算	1,315円	2,629円	3,944円	死亡日
		699円	1,397円	2,095円	死亡日前日、前々日
		148円	296円	444円	死亡日4日前から30日前まで
		74円	148円	222円	死亡日31日前から45日前まで

加算		加算条件
1	初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合 30日間加算
2	入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊した場合6日を限度として加算。（ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。）
3	療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合
4	看取り介護加算	看取り介護を行った場合（45日を限度）

※利用料の額は、厚生大臣が定める基準のものとし、定められた料金が改定された場合はこの限りにありません。

（2）介護給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

食費	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	1,445円	300円	390円	650円	1,360円

※個人の希望により特別に用意する食事・外食にかかった費用は実費負担となりますので、上記の金額を超える場合があります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用者の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

居住（滞在）に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室 (2人, 4人室)	915円	0円	430円	430円	430円

個 室	1,231円	380円	480円	880円	880円
-----	--------	------	------	------	------

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは通常料金となります。

③特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理髪・美容サービス

理・美容師の出張による理髪サービス（調髪、洗髪、パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：実費

⑤貴重品の管理

貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○健康保険被保険者証・介護保険被保険者証

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

利用料金：1か月あたり1,000円

⑥クラブ活動、レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合もあります。

活動内容：絵画・歌・書道・クラブ

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. お預かり通帳からの引き落とし
入金していただく金融機関：きのくに信用金庫鳴神支店

7. 年間行事予定

4月	お花見会・ショッピング・ミニドライブ・散歩の集い・お誕生日会
5月	春の遠足・散歩の集い・端午の節句・ミニドライブ・お誕生日会
6月	外食会・ミニドライブ・ショッピング・お誕生日会
7月	七夕祭り・お誕生日会
8月	夏祭り・お誕生日会・流しそうめん
9月	敬老祝賀会・ミニドライブ・ショッピング・お誕生日会
10月	秋の遠足・ミニドライブ・お誕生日会
11月	秋の遠足・ショッピング・ミニドライブ・お誕生日会
12月	クリスマス会・迎春準備・お誕生日会
1月	新年祝賀会・初詣・ミニドライブ・お誕生日会
2月	節分行事・ミニドライブ・お誕生日会
3月	雛祭り・ショッピング・ミニドライブ・散歩の集い・お誕生日会

8. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	中谷病院
所在地	和歌山市鳴神123番地の1
診療科	内科・外科・泌尿器科・整形外科

医療機関の名称	向陽病院
所在地	和歌山市津秦40番地
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科

医療機関の名称	宇都宮病院
所在地	和歌山市鳴神505の4
診療科	内科・呼吸器科・胃腸科・循環器科・痔、肛門科

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	秋月歯科医院
所在地	和歌山市神前534-1

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について *

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）岩橋 潤
[職名] 生活相談員
- 受付時間 毎週月曜日～日曜日 9：00～18：00
- 電話番号 073-466-2233
- 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出下さい。
- 苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

和歌山市役所介護保険課	所在地	和歌山市七番丁23
	電話番号	073-435-1190
国民健康団体連合会	所在地	和歌山市吹上2丁目1の22 日赤会館内
	電話番号	073-427-4662
		073-427-4668
和歌山県社会福祉協議会	所在地	和歌山市手平2丁目1-2 (県民交流プラザ和歌山ビッグ愛)
	電話番号	073-435-5222
	受付時間	9：00～17：30

11. 秘密保持

(1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で、知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務

務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、必要に応じて居宅介護支援事業者に対し、利用者の個人情報を提供することがあります。

1 2. 第三者評価の実施について

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

1 3. 非常災害対策について

非常災害に対する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため設備を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 4. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します

1 5. 緊急時・事故発生時の対応方法

ご利用者に容態の変化があった場合、又サービスの提供により事故が発生した場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方や市町村に速やかに連絡いたします。

緊急連絡時

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム竹の里園
説明者職名 生活相談員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 2955.28㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【通所介護】 平成12年2月14日 和歌山市指定事業所番号 3070100296

【通所介護Ⅱ】 平成17年11月1日 和歌山市指定事業所番号 3070105089

【居宅介護支援】 平成12年9月10日 和歌山市指定事業所番号 3070100296

【診療所】 平成11年2月16日 和歌山市指定事業所番号 3010112070

【短期入所生活介護事業】 平成12年2月14日 和歌山市指定事業所番号 3070100296

【認知症対応型共同生活介護事業】 平成13年4月1日 和歌山市指定事業所番号 3070100296

【地域密着型特定施設入居者生活介護事業】 平成20年11月10日 和歌山市指定事業所番号 3090100359

【地域密着型介護老人福祉施設】 平成24年5月1日 和歌山市指定事業所番号 3090100623

【短期入所生活介護Ⅲ】 平成24年5月1日 和歌山市指定事業所番号 3070108810

(4) 施設の周辺環境 和歌山市郊外の田園地帯で、緑豊かな小高い山が広がっています。また、近くには四季の郷公園、自然観察の森があります。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

介護支援専門員・・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

機能訓練指導員・・・日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。1名の指導員を配置しています。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

喉に詰まりやすいもの・生もの

(2) 面会

面会時間 9:00～18:00 ※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、出来るだけ前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫 煙

施設内は全面禁煙となっており、喫煙はできません。

4. 損害賠償について

当施設において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌(しんしゃく)して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。